



# 監督署からのお知らせ (2023年10月)

〈 過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ! 〉

## 《 石巻署管内の労働災害発生状況 》

〈 令和5年 労働災害発生状況 (令和5年9月末時点) 〉

業種	令和4年1月~9月		令和5年1月~9月		4年と5年との比較	
	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷 (増減率)	うち死亡
全産業	239	1	230	7	-9 (-3.8%)	6
製造業	75	0	58	2	-17 (-22.7%)	2
食料品製造業	36	0	41	0	5 (13.9%)	0
水産食料品製造業	29	0	37	0	8 (27.6%)	0
建設業	25	0	39	3	14 (56.0%)	3
土木工事業	13	0	11	0	-2 (-15.4%)	0
建築工事業	7	0	20	1	13 (185.7%)	1
その他の建設業	5	0	8	2	3 (60.0%)	2
陸上貨物運送事業	30	0	21	1	-9 (-30.0%)	1
商業	30	0	30	1	0 (0.0%)	1
小売業	25	0	24	0	-1 (-4.0%)	0
保健衛生業	30	0	30	0	0 (0.0%)	0
社会福祉施設	23	0	23	0	0 (0.0%)	0
上記以外の業種	49	1	52	0	3 (6.1%)	-1



宮城労働局  
災害統計

\*\*\*\*\*  
前号に掲載しましたが、陸上貨物取扱業で死亡災害が発生しました。基本動を確認し、作業による周辺環境の変化にも十分注意しましょう。

全産業での休業4日以上の災害は昨年同期より減少し、前月の-7から-9に改善しています。この傾向を維持するためにも、①交通労働災害の防止②高所作業、通路、機械の総点検③一人作業を想定したリスクアセスメント④災害事例の収集と共有による危険感受性の向上(以上、緊急事態宣言から再掲)、これらを意識した災害防止活動に取り組みましょう。

## 《 過重労働による健康障害防止に努めましょう ~ 11月は「過労死等防止啓発月間」 ~ 》

過重労働は、心身に対して過重な負荷を与え、脳・心臓疾患や精神障害を発生させる場合があります。過労死等は絶対にあってはならないものです。そのため、厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」とし、過重労働による健康障害防止の重要性、具体的取組内容などを周知・啓発しています。

11月3日(金・祝)に全国一斉での「過重労働解消相談ダイヤル」を実施するほか11月14日(火)には、せんだいメディアテークで「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。



解消キャンペーン



厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中、次の取組を実施します

- 01 労使の主体的な取組を促します**  
使内労使や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力を促します。
- 02 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します**  
都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。
- 03 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します**  
長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。
- 04 労働相談を実施します** 相談無料  
11月1日(金・祝)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働を悩む労働者を支援します。都道府県労働局長が相談に当たります。  
令和5年11月3日(金・祝) 9時~17時 ☎️ **0120-794-713**  
11月1日・2日・3日・6日・7日は、都道府県労働局長が相談に当たります。11月14日(火)は、「労働相談ホットライン」で相談を受け付けています。  
相談窓口の詳細 <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>
- 05 過重労働解消のためのセミナーを開催します** 参加費無料  
事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から11月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」(要予約)を開催します(無料ですがご参加いただけます)。  
詳細は専用ホームページをご覧ください。  
専用ホームページ <https://kaiju-kaisyu-zenkiren.com/>

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します  
過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。  
※全国17都道府県で全4日開催(無料でご参加いただけます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。  
専用ホームページ <https://www.p-unique.go.jp/karoushiboushishympo/>

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です  
大企業・経産省による長時間労働の削減等の取組が、下位中小企業へ「しわ寄せ」を生じさせないよう、適正なコスト負担を行わない規制緩和や働き方改革などが必要となります。  
「しわ寄せ」防止特設サイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

この機会に一度、ご自身の労働時間を見つめ直してみましよう。

11月 「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

労働基準監督署が相談をお受けします。無料 令和5年11月3日(金・祝) 9時~17時

過重労働解消相談ダイヤル ☎️ **0120-794-713**

11月1日・2日・3日・6日・7日は、過重労働相談受付集中期間です  
都道府県労働局長が相談に当たります。11月14日(火)は、「労働相談ホットライン」に相談ください。

労働条件相談ホットライン ☎️ **0120-811-610** (午後 17:00~22:00 土日祝日 9:00~21:00)

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

《 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です 》

事業主の皆様は、「労働時間等設定改善法」により、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。また、適正なコストを伴わない場合も問題となる場合があります。

具体的には、次の取組を社内に周知・徹底をお願いします。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること

取引上のしわ寄せにお悩みの場合は、「下請けかけこみ寺」までご相談ください。電話は 0120-418-618 です。



キャンペーン



かけこみ寺

《 令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されます。 》

労働条件明示事項が追加されます。明示のタイミングにもご注意ください。

対象	明示のタイミング	新しく追加される明示事項
すべての労働者	労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	<b>1. 就業場所・業務の変更の範囲</b>  <b>2. 更新上限の有無と内容</b> (有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限) + 更新上限を新設・短縮しようとする場合、その理由をあらかじめ説明すること
有期契約労働者	有期労働契約の締結時と更新時	
有期契約労働者	無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時	<b>3. 無期転換申込機会</b> <b>無期転換後の労働条件</b> + 無期転換後の労働条件を決定するに当たり、他の正社員等とのバランスを考慮した事項の説明に努めること



関連ページ



Q&A

今回の改正は令和4年労働政策審議会労働条件分科会報告（無期転換ルール関係）を踏まえて行われるもので、新たな契約が対象となるものです。詳しくはQ&Aをご覧ください。

《 年収の壁・支援強化パッケージについて情報提供します。 》

9月27日（水）に全世代型社会保障構築本部（議長：内閣総理大臣）が持ち回り開催され、同日付で、「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定されました。

- 未確定の部分もありますが、10月から、
- 106万円の壁への対応：①キャリアアップ助成金のコースの新設 ②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外
  - 130万円の壁への対応：③事業主の証明による被扶養者認定の円滑化
  - 配偶者手当への対応：④企業の配偶者手当の見直し促進

を進め、年収の壁を意識せずに働くことのできる環境づくりを後押しする等の施策が示されています。詳しくは「年収の壁」で検索ください。

パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、厚生年金・健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、国民年金・国民健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、厚生年金や健康保険の加入に併せて、**手取り収入を減らさない取組**(※)を実施する企業に対し、**労働者1人当たり最大50万円の支援をします。**

(※) ・社会保険適用促進手当を支給（社会保険料の算定対象外）  
・賃上げによる基本給の増額  
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、**収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き被扶養者認定が可能となる仕組みを作ります。**

発行：石巻労働基準監督署 〒986-0832 石巻市泉町4-1-18（ハローワーク石巻と同じ合同庁舎の2階です。）

- お問合せ先 労働条件など職場におけるトラブルは、0225-22-3366  
労働災害防止・健康確保等安全衛生は、0225-85-3483  
労災補償、労働保険の加入・保険料は、0225-85-3484

- 気仙沼臨時窓口を設けており、こちらでもご利用いただけます（9：00～16：00）。  
（気仙沼市古町3-3-8 気仙沼駅前プラザ2階（ハローワーク気仙沼と同じ建物）

宮城労働局  
石巻ページ



宮城労働局  
メールマガジン



電話：0226-25-6921